

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

[02]

2025

2025年2月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所
までお問い合わせください。



社会保険における2つの年収の壁

- ◆労働基準法における休日の考え方
- ◆注目される健康経営の導入と実践ステップ
- ◆妊娠した女性従業員に求められる法令上の保護

社会保険における2つの年収の壁

昨年10月の衆議院議員選挙以降、「年収の壁」が話題になっています。この年収の壁には、100万円、103万円、106万円、130万円、150万円および201万円の壁があると言われることが多く、これらのうち、106万円および130万円の壁が社会保険の壁と言われています。以下ではこの社会保険における年収の壁について確認します。

年収106万円の壁

106万円の壁とは、従業員数（厚生年金保険の被保険者数）51人以上規模の企業で勤務するパートタイマー等が、社会保険（健康保険・厚生年金保険）へ加入する年収額のことです。一般的に年収106万円と表現されますが、正確には年収で判断するのではなく、「月額賃金8.8万円」で判断します。この月額賃金を年収換算したおおよその額が106万円であり、106万円の壁として表現されています。

なお、社会保険への加入は、月額賃金以外にも「週の所定労働時間が20時間以上であること」といった要件があるため、月額賃金8.8万円以上となったとしても、週の所定労働時間が20時間未満であれば、原則として社会保険には加入しません。

年収130万円の壁

年収130万円は、原則として60歳未満の人が、家族の健康保険の扶養（配偶者の場合に

は国民年金の第三号被保険者）として認定を受けられる基準となる年収額のことを言います。

年収130万円以上となると、被扶養者として認定を受けることができないため、自ら国民健康保険に加入し、保険料を支払うことになります。また、国民年金の第三号被保険者は第一号被保険者となり、これまで直接支払う必要がなかった国民年金の保険料を支払う必要が出てきます。

年収の壁を超えることの影響

社会保険における年収の壁は、壁を超えることにより、社会保険料の新たな負担が発生することになり、本人の手取り額が減ります。所得税に係る年収の壁とは、この点で大きく異なると言われています。

なお、年収106万円および130万円を考えたときの収入の考え方は下表のとおりであり、同じ「社会保険」や「年収の壁」という表現を用いたとしても、細かな違いがあることにも注意が必要です。

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当など	時間外手当 休日手当など	賞与など	不動産収入 事業収入 配当収入など
106万円の壁	○	—	—	—	—
130万円の壁	○	○	○	○	○

表 年収106万円、130万円の壁の対象となる収入（○：対象 —：対象外）

社会保険の加入要件の見直しについて、今年の通常国会に改正法案が提出される見込みです。その内容は、今後、改めてお伝えしたいと思います。

労働基準法における休日の考え方

厚生労働省が公表する令和6年就労条件総合調査では、「何らかの週休2日制」を採用している企業の割合が90.9%となりました。さらに完全週休2日制の企業割合も56.7%となり、週休2日制の定着は高いものとなっています。一方で、業務の都合で休日出勤を命じることもあります。以下では休日出勤の取扱いで留意したい点をまとめます。

休日の種類

労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない」と規定しています。この労働基準法が定める1週間に1日の休日を、一般的には「法定休日」と呼んでいます。1週間に複数の休日があるときの法定休日以外の休日を、「所定休日」や「法定外休日」と呼び、区別して扱います（ここでは「所定休日」といいます）。

36協定における「休日」の定義

18歳未満の従業員など一部の従業員を除き、会社は所定労働時間を超えた労働（いわゆる「残業」）を命じ、また、休日の労働（いわゆる「休日出勤」）を命じることができます。

法定労働時間を超える残業や、法定休日に対する休日出勤は、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の範囲内とする必要があります。そのため、36協定には「1箇月の法定労働時間を超える時間数」や「労働させることが

できる法定休日の日数」を記載することになっています。この「労働させることができる法定休日の日数」はあくまでも「法定休日」の日数であり、所定休日は含みません。

割増賃金の取扱い

法定労働時間を超える残業や、法定休日に対する休日出勤を行った際には、割増賃金を支払う必要があります。割増賃金は1日および1週間の法定労働時間を超えた時間外労働に対し、2割5分以上（※）で計算した額の支払いが必要であり、法定休日の労働に対しては、3割5分以上で計算した額の支払いが必要になります。

ここでも、所定休日に係る休日出勤であるか、法定休日に係る休日出勤であるかによって違いが生じます。

※1ヶ月60時間を超えるものには5割以上で計算した額の支払いが必要

以上のように、所定休日と法定休日には違いがあり、その違いを理解した上で管理することが求められます。なお、週休2日制の場合に、いずれの休日を法定休日とするかは特に定めはなく、また、事前に特定する必要はありません。ただし、上記のような違いもあることから、厚生労働省は法定休日をできるだけ特定することを勧めています。

注目される 健康経営の導入と実践ステップ

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、
社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

当社では、従業員の定着が進む中で、従業員の平均年齢が上がっています。従業員には健康で長く働いてほしいと思っているので、定期健康診断やストレスチェックの実施のほかに、会社で何らかの取り組みをしたいと思っています。



社労士

近年、多くの企業で進められている「健康経営」につながるお話ですね。「健康経営」とは、従業員やその家族の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する取り組みのことを言います。従業員やその家族の健康を本人任せにするのではなく、会社も関わることで、従業員の活力や生産性を向上し、結果的に業績につなげていくことが期待されています。



当社で取り組みたいと思っていることに近いですね。どのようなことから始めていけばよいのでしょうか。



健康経営は、①健康宣言の実施、②実施できる環境の整備、③具体的な対策、④取り組みの評価、というステップで進めます。「①健康宣言の実施」では、従業員やその家族の健康管理を経営課題として認識し、会社として対策に取り組むことを明文化することです。例えば、協会けんぽなど医療保険者が実施する健康宣言事業に参加する方法があります。



協会けんぽでそのような取り組みをしているのですね。



「②実施できる環境の整備」では、経営層全体で取り組みの必要性を共有したり、担当者・担当部署を設置したりするなどして取り組みやすい体制を作ることが考えられます。そして、「③具体的な対策」では、自社の健康課題を見つけ、目標を設定した上で施策を実行し、「④取り組みの評価」では、施策の効果について経営層を含めて確認し、次の取り組みに活かしていくという流れになります。



まずは取り組みを進める体制を決めて、健康課題を洗い出すという流れですね。



はい、その通りです。健康経営については、「健康経営優良法人認定制度」というものがあり、様々な取り組みを進める中で、この認定を目指してみるのも良いかもしれません。経済産業省のサイトに健康経営優良法人の取り組み事例集が掲載されていますので、今後の取り組みの参考になると思います。



なるほど。経済産業省のサイトを見てみることにします。

ONE POINT

- ① 「健康経営」とは、従業員やその家族の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することを言う。
- ② 健康経営優良法人認定制度というものがあり、経済産業省のサイトに、健康経営優良法人に認定された企業の取り組み事例が紹介されている。

妊娠した女性従業員に求められる 法令上の保護

妊娠中または出産後の女性従業員の母性を保護するために、会社に対して様々な対応が求められます。そこで今回は、妊娠中の女性従業員の場面に限定して、よくある事例を取り上げます。

通勤緩和

会社は、妊娠中の女性従業員が、保健指導または健康診査（以下、「保健指導等」という）を受け、医師等から指導を受けた場合、その指導を守ることができるように、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じる必要があります。

その1つに通勤緩和があります。例えば、妊娠中の女性従業員から、満員電車を避けて通勤したいという相談があった場合、医師等からの指導内容を確認します。医師等からの指導の確認は口頭でも問題ありませんが、指導事項を的確に把握するためには、厚生労働省が様式を作成している「母性健康管理指導事項連絡カード」(母健連絡カード)を利用して確認することが考えられます。

作業の軽減

立ちっぱなしの作業や、かがむことが多い作業など、妊娠前には少ない負担でできた作業でも、妊娠中の女性にとっては負担が大きいこともあります。このような作業による負担は、軽減を考える必要があります。

妊娠中の女性従業員から求めがあったときには、作業の軽減が必要ですが、妊娠中の女性従業員からの相談がない場合に、会社が作業の軽減に配慮するときは慎重に進めることが必要です。

会社が一方的に進めると、従業員は「業務を取り上げられた」と感じ、ハラスメントの問題に発展する可能性があります。よって作業の軽減を行う場合には、対象となる従業員との話し合いを行った上で対応することなどが求められます。

賃金の取り扱いの明確化

会社には、妊娠中の女性従業員が保健指導等を受診するための時間を確保する義務があります。就業規則に、この対応についての定めがある一方で、賃金の取り扱いを定めていないケースがあります。

ノーワークノーペイに基づき賃金を支払わないことが基本ですが、定めがないと従業員との間で認識のズレが起こることもあります。この機会に、就業規則を確認し、定めがない場合は追記しておくといよいでしょう。

母健連絡カードとは、会社が母性健康管理の措置を適切に行えるように、女性従業員に対して出された医師等の指導事項を的確に会社に伝えるためのものです。今回は妊娠中の女性に限定した内容を取り上げましたが、この母健連絡カードは出産後も使用できますので、積極的に活用しましょう。

低下傾向にある 若年労働者がいる事業所の割合

若年人口の減少等により人手不足が深刻化しています。ここでは、2024年9月に発表された調査結果※などから、若年者の雇用状況をみていきます。

若年労働者がいる割合が低下

上記調査結果によると、2023年の若年労働者（調査基準日現在で満15～34歳の労働者）がいる事業所は73.6%で、前回結果の2018年より2.4ポイント減少しました。2018年も2013年から4.7ポイント減少しています。

産業別の状況

次に産業別に若年労働者がいる事業所の割合をまとめると下表のとおりです。

若年労働者がいる割合が最も高いのは、金融業、保険業で88.1%でした。2018年からの

増減では、学術研究、専門・技術サービス業と製造業、運輸業、郵便業、金融、保険業だけが増加しています。

事業の長期継続には、若年労働者を含めた人材の採用と定着が不可欠です。この調査結果でも7割以上の事業所で若年労働者の定着対策を実施しており、特に、労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励や、仕事と家庭の両立支援などに取り組む事業所が増えています。

若年労働者の定着に課題を感じている方は、こうした調査結果なども参考にされてはいかがでしょうか。

産業別若年労働者がいる事業所割合（%）

	若年労働者がいる事業所計					
			若年正社員がいる		正社員以外の若年労働者がいる	
	2018年	2023年	2018年	2023年	2018年	2023年
建設業	78.3	73.3	77.6	73.2	9.6	6.1
製造業	73.1	74.5	68.3	69.6	25.2	24.2
電気・ガス・熱供給・水道業	88.7	80.5	86.8	79.0	16.7	11.9
情報通信業	85.9	82.1	83.5	77.7	24.5	20.7
運輸業、郵便業	65.8	67.2	64.3	63.0	23.7	21.4
卸売業、小売業	76.0	72.4	59.1	55.5	41.7	39.2
金融業、保険業	87.2	88.1	86.1	86.6	13.9	14.6
不動産業、物品賃貸業	77.3	66.8	69.0	60.3	24.6	24.9
学術研究、専門・技術サービス業	78.5	80.4	75.9	76.8	19.2	20.9
宿泊業、飲食サービス業	82.7	77.2	45.0	47.9	70.5	60.4
生活関連サービス業、娯楽業	77.4	71.6	67.5	60.4	47.7	47.7
教育、学習支援業	85.5	81.5	74.2	69.8	55.6	49.7
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	64.6	60.7	55.5	27.2	24.1

厚生労働省「若年者雇用実態調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査の概況」

産業、事業所規模別に無作為抽出した5人以上の常用労働者を雇用する事業所17,355事業所、当該事業所で就業している若年労働者22,958人を対象にした、2023年10月1日時点の状況についての調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkoyou-r05.html>

中小規模事業者の 個人情報管理状況

個人情報保護委員会（以下、委員会）が2024年11月に発表した調査結果から、中小規模事業者（以下、中小事業者）の個人情報の管理状況などをみていきます。

保有する個人情報

上記調査結果から、中小事業者が保有する顧客情報をみると、表1のとおりです。

【表1】中小事業者の顧客情報の保有状況（者、%）

	回答数	割合
100人以下	2,514	65.8
100人超～1,000人以下	810	21.2
1,000人超～1万人以下	319	8.3
1万人超～100万人以下	114	3.0
100万人超	3	0.1
無回答	61	1.6
全体	3,821	100.0

個人情報保護委員会「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査結果概要」より作成

保有する顧客情報が100人以下の事業者は65.8%となりました。次いで100人超1,000人以下が21.2%で、1,000人以下の事業者が全体の87.0%となりました。

個人情報の管理状況

次に、中小事業者の個人情報の取り扱いに関する課題をまとめると、表2のとおりです。

何をしてもよく分からないが40.0%、個人情報保護法の理解不足が26.9%という状況です。また、情報セキュリティ対策や電子化による管理の難易度上昇も20%近い割合となってお

り、個人情報の管理に課題を持つ中小事業者が少なくない状況です。

【表2】個人情報の取扱いに関する課題（複数回答、者、%）

	回答数	割合
何をしてもよく分からない	1,530	40.0
個人情報保護法等の理解不足	1,029	26.9
情報セキュリティ対策	723	18.9
電子化による管理の難易度上昇	658	17.2
従業員の教育	555	14.5
社内・団体内規程が不足している	452	11.8
個人情報保護のための資金不足	352	9.2
個人情報保護のための人材不足	340	8.9
その他	157	4.1
無回答	675	17.7

個人情報保護委員会「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査結果概要」より作成

ちなみに、委員会に報告があった2023年度の個人データの漏えい等は12,000件を超えました。漏えい原因はいわゆるヒューマンエラーによるものが最も多いということです。

個人情報保護法は個人情報を取り扱うすべての事業者が対象となっており、個人情報を安全に管理していく必要があります。自社の個人情報の安全管理に不安を感じる方は、委員会がサイト上で公開している個人情報の安全管理などに関する情報等を参考に、自社の管理体制を見直してはいかがでしょうか。

※個人情報保護委員会「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査結果概要」

無作為に抽出した国内に本社を置く従業員100人以下の事業者（企業・法人・団体）17,000先に対して、2024年5月～6月に行われた調査です。回収数は3,821件で、回収率は22.5%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R6_chuushou_anzenkanri_results.pdf

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

01 固定資産税の納付（第4期分）



固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

02 確定申告（書面）の受付開始



令和6年分の所得税・住民税の確定申告の受付は、3月17日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月23日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月30日です。

03 国民年金保険料の「2年前納」の手続き



2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年2月末、現金の場合は3月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

04 労働保険料等の口座振替納付の申込



労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

05 4月昇給の場合の準備



4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

06 新入社員の受け入れ準備



4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、必要に応じて寮や社宅の手配、制服などの準備も行っておきましょう。

07 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施



春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	立春 ●贈与税の申告の提出・納付（～3月17日）
4	火	先勝	
5	水	友引	
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	
9	日	赤口	
10	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（1月分）
11	火	友引	建国記念の日
12	水	先負	
13	木	仏滅	
14	金	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分 ※口座振替を利用する場合）
15	土	赤口	
16	日	先勝	
17	月	友引	●所得税確定申告の受付開始（～3月17日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月17日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月17日 ※現金納付の場合）
18	火	先負	雨水
19	水	仏滅	
20	木	大安	
21	金	赤口	
22	土	先勝	
23	日	友引	天皇誕生日
24	月	先負	振替休日
25	火	仏滅	
26	水	大安	
27	木	赤口	
28	金	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告の提出期限 ●固定資産税第4期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで